

求人・求職者のみなさまへ

事業所名 株式会社 BORDERLESS

取扱職種の範囲等

- ・当事務所の取扱職種の範囲等は、国内・全職種です。

手数料に関する事項

1 求人者から徴収する手数料

(1) 厚生労働省令で定める手数料（上限制手数料）

- ・別紙の手数料表により申し受けます。

(2) 届出制手数料

- ・別紙の手数料表により申し受けます。

(3) 労災保険特別加入保険料に充てるべき手数料

- ・労災保険料に充てる額として、当該者の賃金の 1000 分の 5.5（令和 7 年 4 月現在）以下の手数料を申し受けます。

2 求職者から徴収する手数料

(1) 手数料を徴収しない場合

- ・手数料は一切申し受けません。

苦情の処理に関する事項

- ・苦情処理の担当者は、職業紹介責任者の十塚 悠真です。
- ・苦情の申出があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- ・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の十塚悠真です。
- ・収集した個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。
- ・求人者又は求職者から知り得た個人的な情報については、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。

返戻金制度に関する事項

1 返戻金制度を設けている場合

- ・紹介した人材が、自己の都合により 1 か月未満で退職した場合は、紹介手数料の 50%相当額、3 か月未満で退職した場合は 20%相当額を返金します。

違約金等に関する事項

当紹介所は、以下の条件に該当した場合に限り、求人者に対し違約金を請求いたします。

【違約金の額】

求人者が一方的に内定を取り消した場合、または契約締結後に当社が紹介した労働者の入社を不当に拒否した場合、受領した紹介手数料の 50%を違約金として請求いたします。

【発生条件】

- ・労働契約書締結後、労働者の責めに帰すべき事由なく内定取消または雇用拒否を行った場合。

【解除方法】

- ・違約金発生条件となる行為を行わない限り、本契約は通常通り履行され、違約金は発生しません。
- ・条件該当後、請求書発行から 30 日以内に当社指定口座へお支払いください。